

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成27年5月27日
<b>【発行者名】</b>	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 猪股 伸晃
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【事務連絡者氏名】</b>	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【電話番号】</b>	03 - 6736 - 2000
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	J P M ジャパン・ディスカバリー・ファンド
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>	1兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年11月27日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ．【訂正の内容】

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（二）ファンドの特色

<訂正前>

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

（略）

**ボトムアップ・アプローチ**

（略）

（以下略）

<訂正後>

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

（略）

**ボトムアップ・アプローチ**

（略）

**定量モデル**

財務データ等の定量化（数値化）された客観的な情報を利用して、ポートフォリオのリスクを分析するモデルをいいます。

**自己資本比率**

自己資本と他人資本を合計したものである総資本に占める、自己資本の割合をいいます。数値が高いほど企業の安定性が高いとされます。

**簿外債務**

会計帳簿に計上されていない債務をいいます。たとえば、保証債務等の将来債務となる可能性のある偶発債務があります。

**資産回転率**

事業に投資した資産がどれだけ有効に活用されたかを示す指標をいいます。数値が高いほど、資産が効率的に売上に結びついていることを表します。

**バリュエーション**

企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。

**PER（株価収益率）**

株価を1株当たり利益で割ったものをいいます。PERが低いほどその企業の収益力に対して株価が割安であるとみることができます。

**PBR（株価純資産倍率）**

株価を1株当たり純資産で割ったものをいいます。PBRが低いほど資産価値に対して株価が割安であるとみることができます。

**EV/EBITDA**

EV（企業価値）が、EBITDA（利払前税引前償却前利益）の何倍かという指標をいいます。

EV/EBITDAの値（倍率）が低いほど、その企業の株価は割安であるとみることができます。

**配当利回り**

株価に対する年間配当金の割合を示す指標をいいます。

**市場コンセンサス予想**

市場関係者による企業業績、株価、経済指標等の予想数値のことをいいます。

（以下略）

**（3）ファンドの仕組み**

< 訂正前 >

（略）

（ロ）当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

（略）

S M B C 日興証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（平成26年12月1日以降は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書）の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金\*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

\* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限りです。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年9月末現在）

（略）

大株主の状況（平成26年9月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

（略）

（ロ）当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

（略）

S M B C 日興証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金\*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

\* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限りです。

#### (八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円(平成27年3月末現在)

(略)

大株主の状況(平成27年3月末現在)

(以下略)

## 2【投資方針】

### (1) 投資方針

### (ロ) 投資態度

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 (ロ)投資態度」について、以下の内容に更新・訂正されます。

#### <更新・訂正後>

当ファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

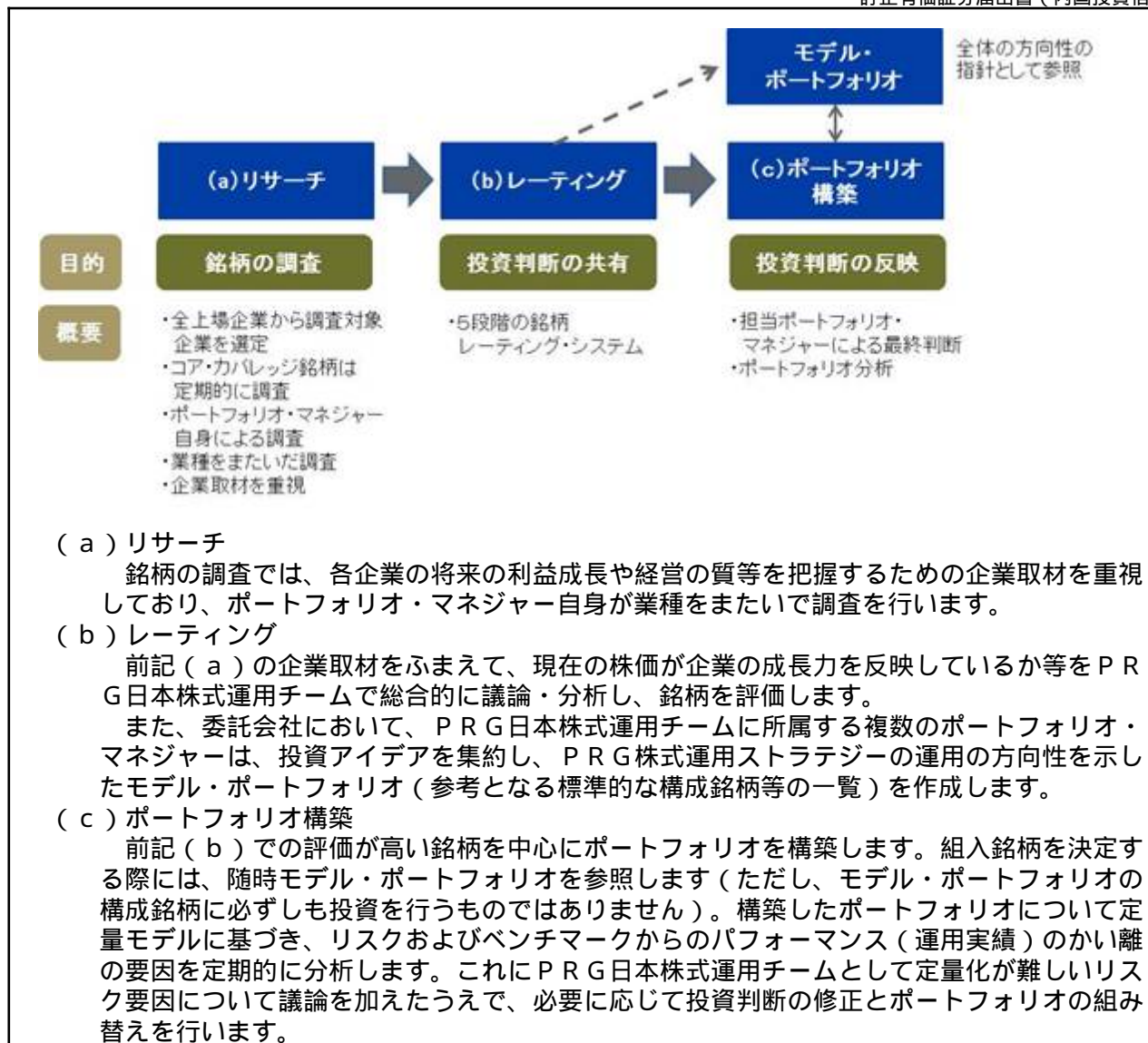
当ファンドの運用は、委託会社において、PRG日本株式運用チームに所属するポートフォリオ・マネジャー(以下「当ファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。)が行います。

全上場銘柄\*1が投資対象銘柄群になります。投資対象銘柄群は、コア・カバレッジ\*2に属する銘柄と、それ以外の銘柄から構成されます。

\*1 REITも含まれます。

\*2 詳しくは後記「(a)リサーチ」をご参照ください。(以下同じ。)

当ファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



前記における運用プロセスの詳細は以下のとおりとなります。

#### (a) リサーチ

##### 企業取材を重視

PRG日本株式運用チームでは、ポートフォリオ・マネジャー自身が業種をまたいで企業取材を行い、当ファンドの運用に反映させています。平成26年の企業取材件数実績は、合計延べ約2,560件\*になります。

\* PRG日本株式運用チームの各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての企業取材件数の合計です。

##### コア・カバレッジ

PRG日本株式運用チームでは、日本の株式について、市場全体の動向を的確に分析するため、重点調査対象銘柄としてコア・カバレッジを活用します。コア・カバレッジは大型株式約250銘柄および小型株式約100銘柄で構成されます。原則、投資対象銘柄群の全ての業種から銘柄を選び、四半期毎に企業取材および銘柄評価の見直しを行います。

コア・カバレッジの活用により、大型株式から小型株式まで、業種をまたいだ横断的な調査を行い、個別企業・業界の分析や投資テーマの発掘を行うことが可能となります。また、新しく魅力的な投資テーマや銘柄を発掘するため、コア・カバレッジ以外の銘柄の調査活動も積極的に行っています。

当ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、コア・カバレッジを含む全ての投資銘柄群に対する企業調査の結果、各銘柄のレーティングをもとに最終的な投資判断を行います。

##### アジア・太平洋地域内での情報交換

PRG日本株式運用チームは、日本以外のアジア各国で企業取材を行うPRG所属のPRG株式運用ストラテジーに基づく運用を行うポートフォリオ・マネジャーと積極的に情報交換を行い、日本の周辺諸国における経済・企業動向が日本企業に与える影響を勘案し、当ファンドの投資判断に活用します。

#### (b) レーティング

PRG日本株式運用チームでは、リサーチに基づいて各銘柄に5段階のレーティングを付与します。レーティングの付与にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより企業の中長期的な成長力を把握し、現在の株価が企業の成長力を反映しているかを分析します。レーティングを決定するにあたって重視する項目と、それぞれの項目ごとに分析の対象となる指標・ポイントの例は下記の通りです。

重視する項目と分析の対象となる指標・ポイント：

将来の利益成長	→	中長期的な業界見通し 競争優位性 利益成長率 成長に必要なキャッシュフロー
財務分析	→	健全性（自己資本比率、簿外債務） 効率性（資産回転率、在庫回転期間）
経営の質	→	過去実績 明確な経営ビジョンと戦略の有無 企業統治
バリュエーション	→	PER、PBR、EV/EBITDA、配当利回り 相対評価（市場平均比、業界他社比、過去比） および絶対評価 市場コンセンサス予想からのかい離
その他	→	流動性 需給動向

レーティングによる銘柄評価の定義：

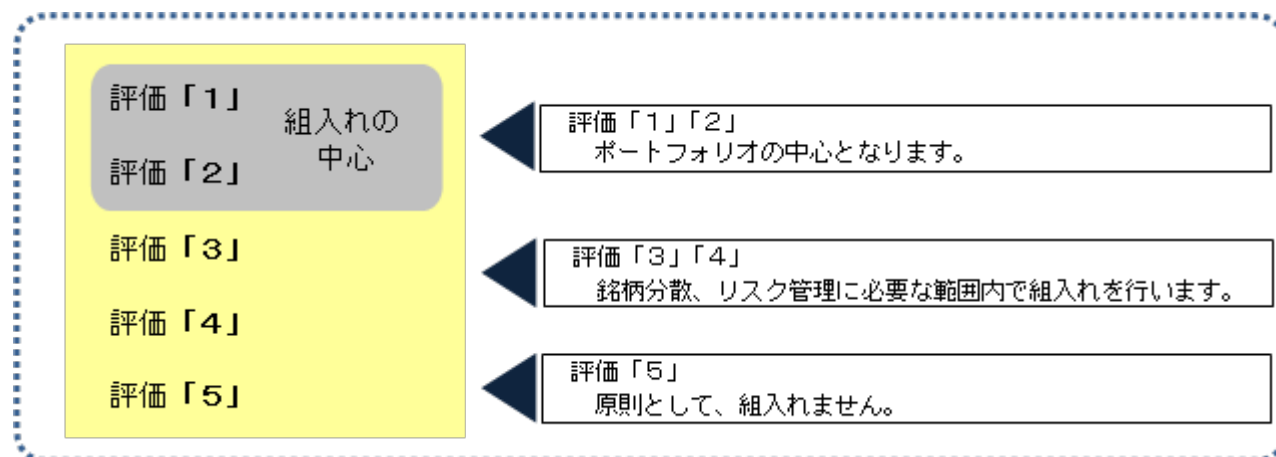
現在の株価が、企業の成長力を反映しているか分析

- 評価「1」 大幅なアウトパフォーマンス。
- 評価「2」 アウトパフォーマンス。
- 評価「3」 マーケットと同水準。
- 評価「4」 アンダーパフォーマンス。
- 評価「5」 大幅なアンダーパフォーマンス。原則としてポートフォリオに組入れない。

（モデル・ポートフォリオ）

前記の総合分析を踏まえ、委託会社において、PRG日本株式運用チームはモデル・ポートフォリオを作成します。ここでいうモデル・ポートフォリオはPRG日本株式運用チーム全体の投資アイデアの集約、運用の方向性の指針を示すものであり、各ポートフォリオ・マネジャーが随時参照しますが、実際の当ファンドのポートフォリオとは異なります。また、モデル・ポートフォリオは随時見直されます。

（c）ポートフォリオ構築



銘柄評価を基に当ファンドのポートフォリオ・マネジャーが、当ファンドの投資目標、リスク許容度および運用ガイドラインを考慮し、最終的な組入れ銘柄、および各銘柄の組入れ比率を決定します。構築したポートフォリオについて定量モデルに基づき、リスクおよびベンチマークからのパフォーマンス（運用実績）のかい離の要因を定期的に分析します。これにPRG日本株式運用チームとして定量化が難しいリスク要因について議論を加えたうえで、必要に応じて投資判断の修正とポートフォリオの組み替えを行います。

実際の当ファンドのポートフォリオでは、市場環境、売買のタイミング、流動性等の理由により、評価「1」銘柄の非保有や、評価「5」銘柄の保有が生じる場合があります。

<当ファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社は、当ファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。委託会社は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「3 投資リスク（2）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

⑨ 委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の当ファンドでの組入れ

- <sup>F0</sup>/<sub>73</sub> 当ファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注
- <sup>F0</sup>/<sub>73</sub> 当ファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- <sup>F0</sup>/<sub>73</sub> 当ファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること(一括発注)
- <sup>F0</sup>/<sub>73</sub> 当ファンドの運用担当者(ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等)が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対する当ファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券の当ファンドでの組入れ
- <sup>F0</sup>/<sub>73</sub> 委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権の当ファンドにおける行使
- <sup>F0</sup>/<sub>73</sub> 当ファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引(クロス取引)
- <sup>F0</sup>/<sub>73</sub> 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

### (3) 運用体制

#### <訂正前>

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成26年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

#### <訂正後>

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成27年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

### (5) 投資制限

#### <訂正前>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

(略)

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額(信託約款第9条第2項に規定するものをいいます。以下、          、          、およびにおいて同じ。)の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

受託会社による資金の立替え

(略)

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

(略)

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

#### <訂正後>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

(略)



### 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額（信託約款第9条第2項に規定するものをいいます。以下、          、          、           および            において同じ。）の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（略）

受託会社による資金の立替え

（略）

### デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（          に定める取引をいいます。）、スワップ取引（          に定める取引をいいます。）、ならびに信託約款第22条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて            において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下            において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュース・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

（略）

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュース・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

## 3【投資リスク】

### （1）リスク要因

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク （1）リスク要因」の末尾に以下の記載が追加されます。

<追加>

## 参考情報

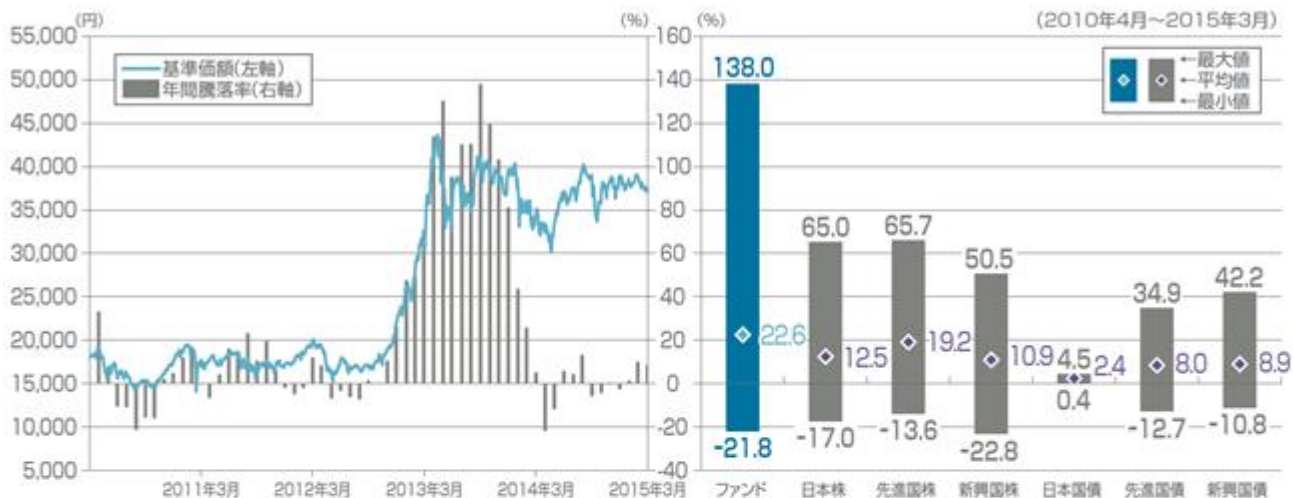
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

## ＜ファンドの基準価額・年間騰落率の推移＞

2010年4月～2015年3月の5年間における、ファンドの基準価額（日次）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

## ＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



## （ご注意）

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。）
- 代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

## ○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX（配当込み）
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI（国債）
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、委託会社で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性及び完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、同社が発表したMSCIコクサイ指数（配当込み、米ドルベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。NOMURA-BPI（国債）は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## (2) 投資リスクに関する管理体制

## &lt;訂正前&gt;

(略)

(平成26年9月末現在)

(略)

- リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

## &lt;訂正後&gt;

(略)

(平成27年3月末現在)

(略)

- リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

その他のリスク管理

当ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないように管理します。

<当ファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細>

委託会社が当ファンドにおいて行うことがある、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細は以下のとおりです。

投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
委託会社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の当ファンドでの組入れ	関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあたっては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また、コンプライアンス部門は、組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、リスク管理部門が、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。
当ファンドにおける有価証券取引等の、委託会社の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的モニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、当ファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。

当ファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社またはその関係会社の役職員による売買等の取引	委託会社の役職員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役職員の取引の時期・銘柄が、当ファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
当ファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
当ファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対する当ファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券の当ファンドでの組入れ	委託会社の役職員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権の当ファンドにおける行使	当ファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
当ファンドと、委託会社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1) 申込手数料

###### <訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

###### <訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料\*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

\* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

（以下略）

##### (3) 信託報酬等

###### <訂正前>

(略)

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.864% (税抜0.8%)	年率0.864% (税抜0.8%)	年率0.108% (税抜0.1%)

(以下略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.864% (税抜0.80%)	年率0.864% (税抜0.80%)	年率0.108% (税抜0.10%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

(以下略)

(4) その他の手数料等

&lt;訂正前&gt;

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

(略)

2 監査費用を信託財産で負担します。

(以下略)

&lt;訂正後&gt;

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）\*ならびに外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用\*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

\* 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用\*が実費でかかります。

\* 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

(略)

2 監査費用\*を信託財産で負担します。

\* 信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

(以下略)

(5) 課税上の取扱い

&lt;訂正前&gt;

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年9月末現在適用されるものです。

#### 個別元本について

(略)

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

(以下略)

#### <訂正後>

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成27年3月末現在適用されるものです。

#### 個別元本について

(略)

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

(以下略)

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

#### <更新・訂正後>

#### (1) 投資状況

(平成27年3月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	18,979,409,000	97.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	480,071,952	2.47
合計(純資産総額)		19,459,480,952	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (2) 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

(平成27年3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	アイフル	その他金融業	1,967,000	461.00	906,787,000	426.00	837,942,000	4.31
2	日本	株式	新明和工業	輸送用機器	574,000	1,028.00	590,072,000	1,275.00	731,850,000	3.76

3	日本	株式	安藤・間	建設業	1,014,300	766.49	777,450,807	687.00	696,824,100	3.58
4	日本	株式	Jトラスト	その他金融業	607,300	1,125.00	683,212,500	1,034.00	627,948,200	3.23
5	日本	株式	東京都競馬	サービス業	2,087,000	325.00	678,275,000	298.00	621,926,000	3.20
6	日本	株式	五洋建設	建設業	1,322,700	389.00	514,530,300	439.00	580,665,300	2.98
7	日本	株式	レオパレス21	不動産業	907,400	615.00	558,051,000	629.00	570,754,600	2.93
8	日本	株式	熊谷組	建設業	1,422,000	365.00	519,030,000	375.00	533,250,000	2.74
9	日本	株式	三井住友建設	建設業	3,104,200	136.68	424,282,056	166.00	515,297,200	2.65
10	日本	株式	田淵電機	電気機器	328,400	1,619.45	531,827,380	1,372.00	450,564,800	2.32
11	日本	株式	トプコン	精密機器	139,300	2,440.84	340,009,012	2,948.00	410,656,400	2.11
12	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	45,300	10,750.00	486,975,000	8,900.00	403,170,000	2.07
13	日本	株式	不動テトラ	建設業	1,543,800	251.00	387,493,800	238.00	367,424,400	1.89
14	日本	株式	東洋建設	建設業	690,700	518.00	357,782,600	470.00	324,629,000	1.67
15	日本	株式	古河機械金属	非鉄金属	1,531,000	242.00	370,502,000	212.00	324,572,000	1.67
16	日本	株式	U B I C	サービス業	331,400	1,129.46	374,303,714	937.00	310,521,800	1.60
17	日本	株式	日立造船	機械	495,500	597.62	296,120,710	620.00	307,210,000	1.58
18	日本	株式	アルプス電気	電気機器	103,400	3,013.80	311,627,728	2,903.00	300,170,200	1.54
19	日本	株式	ナノキャリア	医薬品	242,600	1,324.00	321,202,400	1,170.00	283,842,000	1.46
20	日本	株式	ファインデックス	情報・通信業	155,400	1,658.33	257,705,000	1,813.00	281,740,200	1.45
21	日本	株式	藤田観光	サービス業	547,000	402.77	220,315,190	512.00	280,064,000	1.44
22	日本	株式	O S J Bホールディングス	建設業	1,119,700	287.75	322,197,143	250.00	279,925,000	1.44
23	日本	株式	サン電子	電気機器	166,600	1,166.10	194,272,260	1,645.00	274,057,000	1.41
24	日本	株式	パイオニア	電気機器	1,235,000	328.00	405,080,000	219.00	270,465,000	1.39
25	日本	株式	U S E N	情報・通信業	743,600	374.45	278,444,595	360.00	267,696,000	1.38
26	日本	株式	デジタルガレージ	情報・通信業	137,400	1,807.00	248,281,800	1,842.00	253,090,800	1.30
27	日本	株式	新日本科学	サービス業	301,500	876.00	264,114,000	815.00	245,722,500	1.26
28	日本	株式	ディー・エヌ・エー	サービス業	100,100	2,278.72	228,100,716	2,351.00	235,335,100	1.21
29	日本	株式	ソディック	機械	175,200	1,072.86	187,966,740	1,315.00	230,388,000	1.18
30	日本	株式	ローム	電気機器	27,800	6,300.00	175,140,000	8,230.00	228,794,000	1.18

## 種類別および業種別投資比率

(平成27年3月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	21.99
		化学	0.41
		医薬品	4.07
		ガラス・土石製品	4.22
		鉄鋼	0.70
		非鉄金属	2.11
		金属製品	1.45
		機械	4.99
		電気機器	13.94
		輸送用機器	5.48
		精密機器	5.42
		倉庫・運輸関連業	0.90
		情報・通信業	8.08
		卸売業	0.39
		小売業	0.72
		その他金融業	7.53
不動産業	2.93		
サービス業	12.20		

合計	97.53
----	-------

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

純資産の推移

平成27年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
2期	(平成17年8月29日)	8,149	8,149	1.6637	1.6637
3期	(平成18年8月28日)	6,828	6,828	2.0000	2.0000
4期	(平成19年8月28日)	4,200	4,200	1.9574	1.9574
5期	(平成20年8月28日)	2,756	2,756	1.6432	1.6432
6期	(平成21年8月28日)	2,438	2,438	1.8616	1.8616
7期	(平成22年8月30日)	1,449	1,449	1.4767	1.4767
8期	(平成23年8月29日)	1,595	1,595	1.7465	1.7465
9期	(平成24年8月28日)	14,661	14,661	1.6731	1.6731
10期	(平成25年8月28日)	24,544	24,544	3.4843	3.4843
11期	(平成26年8月28日)	29,416	29,416	3.9445	3.9445
	平成26年3月末日	26,858	-	3.4425	-
	平成26年4月末日	25,800	-	3.2353	-
	平成26年5月末日	26,207	-	3.3314	-
	平成26年6月末日	28,662	-	3.6821	-
	平成26年7月末日	28,781	-	3.7499	-
	平成26年8月末日	29,287	-	3.9415	-
	平成26年9月末日	27,346	-	3.8505	-
	平成26年10月末日	26,206	-	3.7298	-
	平成26年11月末日	25,572	-	3.8420	-
	平成26年12月末日	24,004	-	3.8547	-
	平成27年1月末日	23,107	-	3.8188	-
	平成27年2月末日	21,464	-	3.8736	-
	平成27年3月末日	19,459	-	3.7474	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000



6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期（中間期）	0.0000

## 収益率の推移

期	収益率（％）
2期	21.1
3期	20.2
4期	2.1
5期	16.1
6期	13.3
7期	20.7
8期	18.3
9期	4.2
10期	108.3
11期	13.2
12期（中間期）	1.8

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

## （４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
2期	1,473,969,833	8,845,144,620	4,898,605,602
3期	537,667,997	2,022,273,181	3,414,000,418
4期	46,922,947	1,314,837,135	2,146,086,230
5期	8,999,456	477,438,566	1,677,647,120
6期	29,331,640	396,843,852	1,310,134,908
7期	36,481,872	365,202,445	981,414,335
8期	264,165,451	332,294,490	913,285,296
9期	12,789,393,181	4,939,501,133	8,763,177,344
10期	13,555,425,419	15,274,371,168	7,044,231,595
11期	3,970,946,864	3,557,722,536	7,457,455,923
12期（中間期）	200,673,274	2,156,563,087	5,501,566,110

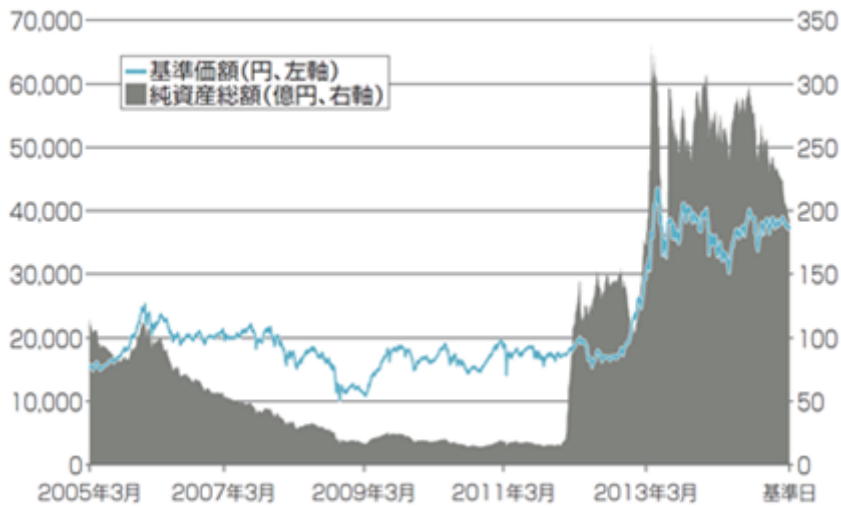
（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## &lt;参考情報&gt;

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。  
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2015年3月31日	設定日	2003年8月29日
純資産総額	194億円	決算回数	年1回

## 基準価額・純資産の推移



\* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

期	年月	円
7期	2010年8月	0
8期	2011年8月	0
9期	2012年8月	0
10期	2013年8月	0
11期	2014年8月	0
	設定来累計	0

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

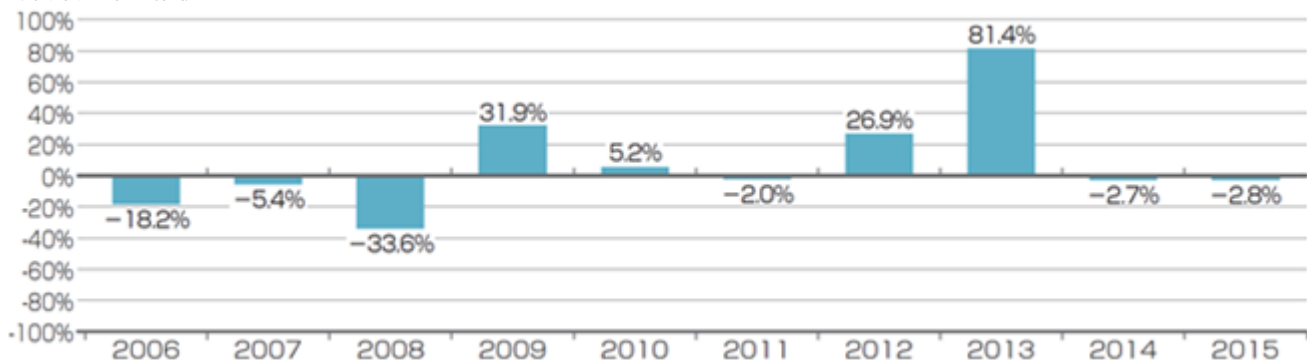
## 組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	アイフル	その他金融業	4.3%
2	新明和工業	輸送用機器	3.8%
3	安藤・間	建設業	3.6%
4	Jトラスト	その他金融業	3.2%
5	東京都競馬	サービス業	3.2%
6	五洋建設	建設業	3.0%
7	レオパレス21	不動産業	2.9%
8	熊谷組	建設業	2.7%
9	三井住友建設	建設業	2.6%
10	田淵電機	電気機器	2.3%

## 業種別構成状況

業種	投資比率
建設業	22.0%
電気機器	13.9%
サービス業	12.2%
情報・通信業	8.1%
その他金融業	7.5%
その他	33.8%

## 年間収益率の推移



\* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

\* 2015年の年間収益率は前年末営業日から2015年3月31日までのものです。

\* 当ページにおける「ファンド」は、JPMジャパン・ディスカバリー・ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

## 第2【管理及び運営】

### 2【換金（解約）手続等】

#### 換金の中止

##### <訂正前>

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

##### <訂正後>

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた際に、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合等を含みます。）があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (5) その他

##### 運用報告書

##### <訂正前>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

平成26年12月1日以降は、以下のとおりとなります。

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成のうえ、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

##### <訂正後>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>



### 第3【ファンドの経理状況】

#### <訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成25年8月29日から平成26年8月28日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

当ファンドは約款変更を行い、平成25年11月28日付けで当ファンドの名称は「JFジャパン・ディスカバリー・ファンド」から「JPMジャパン・ディスカバリー・ファンド」に変更しました。

#### <訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成25年8月29日から平成26年8月28日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成26年8月29日から平成27年2月28日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

当ファンドは約款変更を行い、平成25年11月28日付けで当ファンドの名称は「JFジャパン・ディスカバリー・ファンド」から「JPMジャパン・ディスカバリー・ファンド」に変更しました。

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## 【JPMジャパン・ディスカバリー・ファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成26年8月28日現在)	当中間計算期間末 (平成27年2月28日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	248,821	2,105,998
コール・ローン	334,821,176	552,609,830
株式	29,259,137,700	20,846,810,900
未収入金	294,583,863	874,476,113
未収配当金	16,989,500	11,488,800
未収利息	183	604
流動資産合計	29,905,781,243	22,287,492,245
資産合計	29,905,781,243	22,287,492,245
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	23,692,310	56,300,133
未払解約金	218,434,565	688,094,202
未払受託者報酬	14,454,532	13,609,329
未払委託者報酬	231,272,421	217,749,147
その他未払費用	1,620,000	1,620,000
流動負債合計	489,473,828	977,372,811
負債合計	489,473,828	977,372,811
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,457,455,923	15,501,566,110
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	21,958,851,492	15,808,553,324
(分配準備積立金)	4,196,294,655	3,017,261,088
元本等合計	29,416,307,415	21,310,119,434
純資産合計	29,416,307,415	21,310,119,434
負債純資産合計	29,905,781,243	22,287,492,245

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前中間計算期間 (自 平成25年 8 月29日 至 平成26年 2 月28日)	当中間計算期間 (自 平成26年 8 月29日 至 平成27年 2 月28日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	100,639,478	59,074,350
受取利息	165,199	58,274
有価証券売買等損益	174,703,405	445,879,880
その他収益	3,695	3,201
営業収益合計	275,511,777	386,744,055
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	14,427,183	13,609,329
委託者報酬	230,834,749	217,749,147
その他費用	1,575,000	1,620,000
営業費用合計	246,836,932	232,978,476
営業利益又は営業損失（ ）	28,674,845	619,722,531
経常利益又は経常損失（ ）	28,674,845	619,722,531
中間純利益又は中間純損失（ ）	28,674,845	619,722,531
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	735,991,643	242,777,368
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	17,500,291,702	21,958,851,492
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,508,390,918	557,497,445
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,508,390,918	557,497,445
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,991,769,802	6,330,850,450
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,991,769,802	6,330,850,450
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,309,596,020	15,808,553,324

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における前計算期間末日または当中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は前計算期間末日または当中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 前計算期間末日または当中間計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における前計算期間末日、当中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

区分	前計算期間末 (平成26年 8月28日現在)	当中間計算期間末 (平成27年 2月28日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	7,044,231,595円	7,457,455,923円
期中追加設定元本額	3,970,946,864円	200,673,274円
期中一部解約元本額	3,557,722,536円	2,156,563,087円
受益権の総数	7,457,455,923口	5,501,566,110口
1口当たりの純資産額	3.9445円	3.8735円
(1万口当たりの純資産額)	(39,445円)	(38,735円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

（平成27年3月31日現在）

種類	金額	単位
資産総額	19,959,565,754	円
負債総額	500,084,802	円
純資産総額( - )	19,459,480,952	円
発行済口数	5,192,828,375	口
1口当たり純資産額( / )	3.7474	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

資本金の額（平成26年9月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

資本金の額（平成27年3月末現在）

（略）

投資運用の意思決定機構

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成27年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年9月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	71	835,892
公募単位型株式投資信託	4	13,359
公募追加型債券投資信託	2	344,482
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	1,045,647
総合計	139	2,239,380
親投資信託	62	-

（注）百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成27年3月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	72	722,496
公募単位型株式投資信託	1	2,610
公募追加型債券投資信託	1	315,307
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	65	1,368,563

総合計	139	2,408,976
親投資信託	62	-

（注）百万円未満は四捨五入

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第25期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,882,204	
有価証券			7,113,715	
前払費用			55,697	
未収入金			110,485	
未収委託者報酬			4,138,178	
未収収益			2,516,175	
関係会社短期貸付金			2,749,000	
繰延税金資産			611,153	
その他			6,232	
流動資産計			21,182,843	97.6
固定資産				
投資その他の資産			515,935	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		21,747		
長期預け金		231,748		
敷金保証金		27,519		
繰延税金資産		126,742		
前払年金費用		9,857		
その他		38,319		
固定資産計			515,935	2.4
資産合計			21,698,779	100.0

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			112,242	
未払金			3,111,311	
未払手数料		1,986,415		
その他未払金	1	1,124,896		
未払費用			723,530	
未払法人税等			1,013,177	
賞与引当金			1,176,120	
流動負債計			6,136,382	28.3
固定負債				
長期未払金			242,176	
賞与引当金			572,927	
役員賞与引当金			154,823	
固定負債計			969,927	4.5
負債合計			7,106,309	32.7

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,374,638	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,340,961		
株主資本計			14,592,638	67.3
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			168	
評価・換算差額等計			168	0.0
純資産合計			14,592,469	67.3
負債・純資産合計			21,698,779	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,123,902	
運用受託報酬			3,495,885	
業務受託報酬			763,622	
その他			81,811	
営業収益計			12,465,222	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,432,252	
支払手数料		3,762,883		
調査費		1,303,533		
その他営業費用		365,835		
一般管理費			5,354,228	
営業費用・一般管理費計			10,786,481	86.5
営業利益			1,678,740	13.5
営業外収益	1	113,187		
営業外収益計			113,187	0.9
営業外費用	2	10,268		
営業外費用計			10,268	0.1
経常利益			1,781,660	14.3
税引前中間純利益			1,781,660	14.3
法人税、住民税及び事業税			995,832	8.0
法人税等調整額			284,512	2.3
中間純利益			1,070,340	8.6



## 重要な会計方針

項目	第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	
1	営業外収益のうち主要なもの (千円) 投資有価証券売却益 90,954
2	営業外費用のうち主要なもの (千円) 為替差損 10,168

## （リース取引関係）

第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	534,002 千円
1年超	306,891 千円
合計	840,893 千円

## （金融商品関係）

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,882,204	3,882,204	-
(2) 有価証券	7,113,715	7,113,715	-
(3) 未収委託者報酬	4,138,178	4,138,178	-
(4) 未収収益	2,516,175	2,516,175	-
(5) 関係会社短期貸付金	2,749,000	2,749,000	-
(6) 投資有価証券	21,747	21,747	-
(7) 長期預け金	231,748	231,523	224
資産計	20,652,770	20,652,546	224
(1) 未払手数料	1,986,415	1,986,415	-
(2) その他未払金	1,124,896	1,124,896	-
(3) 未払費用	723,530	723,530	-
(4) 長期未払金	242,176	241,962	213
負債計	4,077,018	4,076,805	213

## （注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

## (7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## （注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

#### 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (有価証券関係)

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

##### 1. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	21,747	22,010	262
合計		21,747	22,010	262

(注) 有価証券（中間貸借対照表計上額 7,113,715千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第25期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

### 1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,123,902	3,495,885	763,622	81,811	12,465,222

### 2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,511,536	1,953,685	12,465,222

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### （1株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）	
1株当たり純資産額	259,352円52銭
1株当たり中間純利益金額	19,023円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,070,340千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,070,340千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末現在）

(略)

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容

(略)

&lt; 訂正後 &gt;

(略)

資本金の額 324,279百万円（平成26年9月末現在）

(略)

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容

(略)

## (2) 販売会社

&lt; 訂正前 &gt;

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（平成26年12月1日以降は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書）の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金\*・償還金の支払等を行います。

\* 販売会社にて所定の手続きをとった場合に限りです。

&lt; 訂正後 &gt;

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金\*・償還金の支払等を行います。

\* 販売会社にて所定の手続きをとった場合に限りです。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年4月15日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川 進

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMジャパン・ディスカバリー・ファンドの平成26年8月29日から平成27年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMジャパン・ディスカバリー・ファンドの平成27年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年8月29日から平成27年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。